



地ケ第580号
令和4年1月11日

一般社団法人埼玉県老人福祉施設協議会
会長 遠井 美智子 様

埼玉県福祉部地域包括ケア課長 藤岡 麻里
(公印省略)

ケアラーのバトン（緊急引継ぎシート）埼玉版について（依頼）

県のケアラー支援施策の推進につきまして、日頃格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。県では、令和2年度にケアラー本人に対するアンケート調査を実施し、ケアラーのケアの実態について確認を行いました。回答結果から、約3割のケアラーが自身の代わりにケアを担ってくれる人がおらず、緊急時にケアの相手の生活を変えないサービスや家族が亡くなった後のケアと生活の継続などの支援を求めていることがわかりました。

病気や事故など、ケアラーにもしものことがあった際の被介護者のケア継続を支援するためには日常からの備えが重要です。

特定非営利活動法人さいたまNPOセンターでは、ケアラーがケアを継続できなくなった時の情報を緊急時に引き継ぎできるよう、各種連絡先や被介護者が受けているサービスの提供事業者等を記入しておく「ケアラーのバトン（緊急引継ぎシート）埼玉版」（以下「埼玉版バトン」という。）を作成しています。

この度、県では、別添のとおり「埼玉版バトン」の活用について、県内市町村を通じ、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、障害者相談支援事業所、障害者基幹相談支援センター等の支援機関に対し周知いたしました。

つきましては、貴会会員等に「埼玉版バトン」の活用について、御周知くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1 活用方法

- (1) ケアラーに対し、自身にもしものことがあった際の被介護者のケア継続のために、事前に「埼玉版バトン」の作成を依頼するとともに、保管場所について確認。
- (2) 必要に応じて、作成された「埼玉版バトン」を被介護者及びケアラーからの同意を得た上で、ケアラーと支援者が共有する。

※「埼玉版バトン」の簡易的な記入方法を県で作成しましたので御活用ください。

2 参 考

- (1) ケアラーとは、県ケアラー支援条例に基づく高齢、身体上又は精神上的の障害又は疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する者です。このうち18歳未満の者をヤングケアラーといいます。
- (2) 埼玉版バトンは、一般社団法人日本ケアラー連盟が令和2年4月に作成した「ケアラーのバトン（緊急引継ぎシート）」を一部改訂して作成されたものです。

(県ホームページから御覧いただけます。)

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0609/chiikihoukatukea/carer-baton.html>

担当：地域包括ケア担当 宍戸・飯塚

電話：048-830-3256

FAX：048-830-4781

E-mail: a3250-03@pref.saitama.lg.jp